

# 江田島市立三高中学校

## いじめ防止対策推進委員会設置要項

### (設置)

第1条 この要項は、いじめ防止対策推進法第四章第二十二条及び、江田島市立三高中学校校務運営規程第2章第16条の規定に基づき、いじめ防止対策推進委員会の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 委員会は、いじめを未然に防止し、いじめまたはその兆候を早期に発見し、いじめに関する事案に対処して、学校組織としてその解決を図ることを目的とする。

### (委員会の構成)

第3条 委員会は、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、保健主事、スクール・カウンセラー、その他、校長が必要と認める者をもって構成する。

2 学校教職員以外の者が1名以上所属するものとする。

### (業務内容)

第4条 委員会は、いじめに係る次の業務を遂行する。

- (1) いじめを未然に防止する体制及び取組
- (2) いじめに関する相談体制の充実
- (3) いじめの状況把握及び分析並びに状況報告
- (4) いじめを受けた生徒に対する支援及び相談
- (5) いじめを受けた生徒の保護者に対する支援及び相談
- (6) いじめを行った生徒に対する指導
- (7) いじめを行った生徒の保護者に対する助言
- (8) 専門的な知識を有する者等との連携
- (9) その他いじめの防止に関わること

2 委員会は、学期に2回程度開催するものとする。(スクール・カウンセラー来校日)

### (年間計画)

第5条 いじめを未然に防ぐための行動計画は、別に定める。

### (その他)

第6条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、校長が定める。

附則 この要項は、平成29年5月1日から施行する。